

最高裁判所第三小法廷裁判官各位

上告人及び上告受理申立人代表 川村晃生

### 要請書

2016年5月20日に、私たち原告738名（のち67名二次追加）は、リニア中央新幹線の国交省の認可取消を求めて、東京地裁に提訴しました。ところが、古田孝夫裁判長（当時）は、2020年12月1日、原告の約7割の532名に対し、「原告適格なし」という中間判決を下しました（市原義孝裁判長代読）。

これに対し原告らは、この判決を不服とし、166名が東京高裁に控訴しました（令和3年行コ第19号）。2023年11月28日、東京高裁は36名のみの原告適格を認める旨の判断を下しました。一部勝訴とはいえ、ほとんどの控訴人が原告適格を失ったままで、それらの控訴人が最高裁に上告中です。

以上のような経緯の中で、私たちは中間判決という形で原告適格なしと決定した地裁の判断に強く抗議するものです。理由は以下4点に抛ります。

- (1) 中間判決は、リニア新幹線の輸送の安全性を求める権利、南アルプスを中心とする自然環境を保護する権利、景観の保全や道路交通の円滑な交通と安全性を求める権利、平穏な生活の侵害を防止する権利などにおいて、原告らの適格性をすべて否定したものである。
- (2) (1)の権利について、原告適格を認められた者と認められなかった者のどこからどこまで原告適格があるのかないのかの線引きが明確にされず、釈然としない。保護されるべき権利とそうでない権利の落差を司法は明確にすべきであり、こうした不明瞭な判決内容は今なお原告らに不信感を与えたままである。そして原告の中には、国民が等しく有している裁判を受ける権利を侵害されたと受け止めている者が少なくない。
- (3) 本来このような原告適格の有無を、中間判決という形で審理途中において下すことはあってはならないのであって、(1)(2)の点を明らかにする形で最終判決において下すべきである。そうでなければ、国民の裁判を受ける権利が蔑ろにされたものと受け止めざるを得ない。
- (4) 付け加えて言えば、原告らが当初から懸念していた大深度トンネルをはじめとする

工事の安全性や地下水の枯渇、残土処理の不明瞭さなどが、着工以後次々と現実  
に起こり、また参加人の JR 東海もそれらを秘密裏に処理しようとする態度が明らか  
であることからすれば、初めから原告の適格性は広く認めておくべきであると思わ  
れる。

以上のような理由から、最高裁判所においては、上記の諸点を真摯に受け止め熟考された  
上で、正当な判断を下していただくことを強く望むものです。